

平成 30 年 10 月 13 日

各市町村長 様
(スポーツ施設整備担当課扱い)

公益社団法人 岩手県サッカー協会
会 長 佐 藤 訓 文

JFA サッカー施設整備助成事業の実施要望について (通知)

秋冷の候、貴職におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は弊協会の事業に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公益財団法人日本サッカー協会 (以下 JFA) が、被災地を含めた各地域での施設整備を促進する目的で実施しております「JFA サッカー施設整備助成事業」を県内各地で進めておりますが、下記により追加事業実施の要望をまとめることといたしました。

つきましては、事業の実施を希望する市町村は、別添「JFA サッカー施設整備助成事業事務取扱要領」に基づき、事業実施計画書を期日までに提出願います。

記

1. 対象事業 「JFA サッカー施設整備助成事業」のうち「地区サッカー施設整備助成事業」
2. 事業期間 平成 31 年 5 月 1 日～平成 34 年 12 月末日
3. 提出書類 事業計画概要書
4. 提出期限 平成 30 年 11 月 30 日 (金) 必着厳守
5. 提出先 公益社団法人 岩手県サッカー協会
〒028-3318 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前 2 - 1 - 1
TEL 019-681-8010 FAX 019-681-8012
6. その他
 - 1) 事業の内容については、「JFA サッカー施設整備助成事業実施要領」「JFA サッカー施設整備助成金交付要領」及び「JFA サッカー施設整備助成事業事務取扱要領」を確認願います。(弊協会ホームページ掲載)
 - 2) 実施を希望する事業計画の概要については、現時点で考えられる内容で、詳細計画がなくても可といたします。
 - 3) 事業の採択・実施に向けたスケジュールについては、別添スケジュール表を参照願います。

以上

(この件に関する問い合わせ先)

(公社) 岩手県サッカー協会 事務局

〒028-3318 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前 2 - 1 - 1

TEL 019-681-8010 FAX 019-681-8012

E-mail fa-iwate@jfa.or.jp

J F Aサッカー施設整備助成事業に係るプロセス

2018年10月 5日	I F A常務理事会にて事務取扱要領の承認
10月13日	事業概要、実施要項等を全市町村・市町村サッカー協会に 発送
10月13日	事業要望受付開始
11月26日～12月 1日（予定）	要望事業内容の精査（ヒアリング・現地調査）
11月30日	事業要望受付終了
12月 4日	I F A常務理事会にて要望事業の審査、優先順位案の決定
12月 中旬	I F A理事会にて、案の承認（決定）
12月31日	事業概要承認通知
2019年 1月 1日～	助成金申請受付開始
2019年 5月 1日～	事業着手（着工予定の4ヵ月前までに助成金申請）
2021年 9月30日	助成金申請締切期限
2022年12月31日	全整備事業完了

注1） ヒアリング・現地調査については、申請時期により早まる場合もあります。

J F Aサッカー施設整備助成事業事務取扱要領

第 1 目 的

公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本サッカー協会」という。）が施行する「J F Aサッカー施設整備助成事業」を実施するに当たり、公益社団法人岩手県サッカー協会（以下「岩手県サッカー協会」という。）としての事務取扱について定めるものであり、「J F Aサッカー施設整備助成金交付要項」、「J F Aサッカー施設整備助成事業実施要領」、「J F Aサッカー施設整備助成事業概要説明書／手引き書」の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第 2 助成対象事業

1 岩手県における助成対象事業は、「J F Aサッカー施設整備助成事業実施要領」に定める事業のうち、下記事業のみを対象とする。

1) 地区サッカー施設整備助成事業

①人工芝グラウンド新設事業

②夜間照明施設新設事業

第 3 事業の要望

1 J F Aサッカー施設整備事業実施要領に定める助成対象者が事業の実施を希望する場合は、別に定める様式により事業実施計画概要書を、岩手県サッカー協会長へ平成30年11月30日までに提出するものとする。

2 助成対象者が地区協会及び市町村協会の場合は、別に定める様式により団体概要書を併せて岩手県サッカー協会長へ提出するものとする。

第 4 事業計画の採択審査

1 助成対象者から提出された事業実施計画概要書は、岩手県サッカー協会理事会において内容を審査し、事業採択の優先順位をつける。

2 会長は、予算の範囲内で優先順位上位の助成対象者に対し、事業実施主体として承認した旨の通知を平成30年12月31日までにを行うものとする。

3 承認した優先順位上位の助成対象者の中から、事業取組み辞退者が出た場合は、優先順位の次点の者を事業実施主体として承認・通知する。

第 5 事業の実施期間

1 対象となる事業は、平成31年5月1日～平成34年2月末日までに着手することが可能な事業とする。

2 事業の施工期間は、原則として事業着手した年度の年度末までとする。

第 6 予算枠

1 この助成事業の予算は、日本サッカー協会から岩手県サッカー協会に配分された1億5000万円(被災県枠5000万円含む)の内、「地区サッカー施設整備助成事業」に対して、6000万円の予算を充てるものとする。

第 7 助成金の額

1 助成対象経費の限度額については、「J F Aサッカー施設整備助成事業実施要領」に定める額とする。

2 助成金の上限額については、下記のとおりに定めて実施する。

1) 地区サッカー施設整備助成事業

①人工芝グラウンド(新設)	4 5 0 0 万円
②夜間照明施設(新設)	1 5 0 0 万円

第 8 施設整備・運営計画の承認

1 J F Aサッカー施設整備助成事業のうち、地区サッカー施設整備助成事業を実施しようとする事業主体は、別に定める様式により「地区サッカー施設整備・運営計画書」を作成し、岩手県サッカー協会長に提出し承認を受けるものとする。

但し、計画書の作成にあたっては、事業実施主体は岩手県サッカー協会と十分協議の上、両者の同意に基づいて作成するものとする。

2 施設整備・運営計画に添付しなければならない書類は下記のとおりとする。

- (1) J F Aサッカー施設整備助成事業概要説明書・手引き書に定めるもの
- (2) その他岩手県サッカー協会長が必要と認める書類

3 岩手県サッカー協会長は、承認した施設整備・運営計画書を日本サッカー協会に提出し承認を受けるものとする。

第 9 助成金の申請

1 岩手県サッカー協会長から施設整備・運営計画の承認を受けた事業実施主体は、施設整備・運営計画書と併せて、助成金申請書を岩手県サッカー協会長へ提出するものとする。

2 岩手県サッカー協会長は、事業実施主体から提出された助成金申請書を、内容を精査の上日本サッカー協会へ提出する。

第 10 申請期限

1 施設整備・運営計画及び助成金の申請は、原則として事業を実施する年度の4月30日までを期限とする。

2 事業を実施する年度とは、原則として第3で承認された事業実施計画概要書に記載された年度とする。

3 申請の最終提出期限は、平成33年9月30日とする。

第 11 施設整備・運営計画の変更

1 事業実施主体は、承認を受けた施設整備・運営計画について、次の場合にあっては第4の例により施設整備・運営計画の変更の手続きを行うものとする。

- (1) 事業の中止または延期
- (2) 助成対象となる事業の内容の変更であって、次に掲げるもの
 - (ア) 事業実施主体の変更
 - (イ) 事業実施時期の変更
 - (ウ) 施設の規模、仕様の変更
 - (エ) 施設の設置場所の変更

(3) 事業費又は助成金額の30%を超える減

2 1の(1)から(3)までに該当しない場合であっても、承認を受けた施設整備・運営計画に変更が生じる場合は、事前に岩手県サッカー協会長に報告するものとする。

第 12 事業の完了報告

1 事業実施主体は、事業完了後20日以内に別に定める様式により、事業完了報告書を

岩手県サッカー協会長に提出するものとする。

- 2 岩手県サッカー協会長は、事業完了報告書を受領後1ヶ月以内に現地確認調査を実施する。

第13 助成金の額の確定

- 1 助成金の額については、岩手県サッカー協会が事業完了報告書受領後に実施する現地調査及び書類審査の結果が、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合していると認められた場合に、交付すべき金額を確定して通知する。

第14 附則

この要綱は、平成30年10月5日より施行する。

事業計画概要書

事業希望団体名	
団体代表者氏名	
団体所在地	
担当者所属	
担当者氏名	
担当者電話番号	
担当者 E-Mail	

建築(設)予定場所 名称	
建築(設)予定場所 住所	

1) 助成対象事業

助成区分	助成対象事業	予定事業規模	予定事業費(千円)	実施予定時期	予算措置
(記入例) 地区サッカー施設整備助成事業	人工芝グラウンド新設事業	2面 2,000㎡	20,000千円	平成30年5月	補助・単独・toto
	夜間照明新設事業	1面 1,000㎡	100,000千円	平成30年5月	補助・単独・toto
地区サッカー施設整備助成事業	人工芝グラウンド新設事業				補助・単独・toto
	夜間照明新設事業				補助・単独・toto
合 計			0		補助・単独・toto

2) 助成対象外事業

事業名	事業内容	予定事業規模	予定事業費(千円)	実施予定時期	予算措置
(記入例) 〇〇サッカー施設整備事業	クラブハウス整備	1棟 200㎡	10,000千円	平成30年5月	補助・単独・toto
	駐車場整備	1,000㎡	500千円	平成30年5月	補助・単独・toto
					補助・単独・toto
					補助・単独・toto
合 計			0		補助・単独・toto